

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	総務課
処分の 名称	周南市シビック交流センターの使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市シビック交流センター条例第7条第1項
基準規定	周南市シビック交流センター条例第7条第1項
処分基準	周南市シビック交流センター条例 （許可の取消し等） 第7条 市長は、交流室使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は許可に付した条件を変更することができる。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2） 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。 （3） 第5条第2項に定める許可の条件又は指示に違反したとき。 （4） 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上特に必要があるとき。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	総務課
処分の 名称	周南市シビック交流センターの使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市シビック交流センター条例第 8 条第 1 項
基準規定	周南市シビック交流センター条例第8条第1項、第2項、別表第1～表第3 周南市シビック交流センター条例施行規則第6条
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第 1 3 条第 2 項第 4 号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	総務課
処分の 名称	周南市シビック交流センターの入館の制限等
処分権者	市長
根拠規定	周南市シビック交流センター条例施行規則第12条
基準規定	周南市シビック交流センター条例施行規則第11条、第12条
処分基準	周南市シビック交流センター条例施行規則 （入館の制限等） 第12条 市長は、センターを使用する者が前条各号のいずれかに違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又はその他センターの管理運営上支障があると認めるときは、その者に対して入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 （遵守事項） 第11条 センターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 （1） 建物、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損等するおそれのある行為をしないこと。 （2） 危険を引き起こす行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。 （3） 危険物及び不潔な物品を持ち込まないこと。 （4） 市長が指定する場所以外で飲食をしないこと。 （5） 飲酒及び喫煙をしないこと。 （6） 収容定員を超えて入場させないこと。 （7） 許可なく火気を使用しないこと。 （8） 許可なく物品等の販売をし、又は寄附の募集行為をしないこと。 （9） 許可なく所定の場所から備品等を移動しないこと。 （10） 許可なく広告、看板類を掲示しないこと。 （11） 使用後は、清掃を行い、ごみは持ち帰ること。 （12） センター内に私物を放置しないこと。 （13） センターを管理する職員（以下「職員」という。）の指示に従うこと。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	7日
備考	